



質問 7 大阪府のいわゆる「民泊条例」可決による本市の対応
 本年 10 月 27 日にいわゆる「民泊条例」が大阪府議会にて全国で初めて可決した。
 大阪府ではビジネスホテルとリゾートホテルの稼働率が 90%前後で推移し、全国的にも非常に高く、外国人観光客に限れば平均滞在日数が平均 17 日なので、一定のインバウンド効果が期待できるが、吹田市内の宿泊施設数、年間宿泊者数、宿泊者最大受け入れ人数、ホテルの稼働率をお示しください。



市内には12の宿泊施設があり、江坂に9つあります。最大受け入れ人数は約2700人/日で年間宿泊数等の詳細は把握できておりませんが、観光協会理事に伺ったところ、同ホテルの年間宿泊数は約209000人(平成26年)、客室稼働率は約92%とお伺いしております。



質問 8 吹田市が民泊をしない理由は EXPOCITY には年間約 1700 万人が来場されると予想され、市立吹田スタジアムでは日本代表戦やアジアチャンピオンズリーグ等の国際試合が開催される場合は宿泊施設のニーズが高まることも考えられる。このような状況の中で、吹田市では民泊をしないという決定をしたと新聞報道等でもされているが、その結論に至った議論の過程、理由を教えてください。



消防法や建築基準法への適合、固定資産税・都市計画税の取り扱い、ごみ問題等の対応が必要となることから、関係部局と意見交換や課題の精査を行ったが、本市の良好な居住環境にどのような影響があるか明らかではなく、慎重に判断する必要があるため現時点では実施を見送った。

沢田の見解

民泊の対象区域がかなり広く、諸々の懸念事項を考慮すれば現時点で慎重に判断したことは理解できる。ただ、本市のホテルの稼働率は非常に高く、今後ますます宿泊施設の需要が増すのは今の吹田市の状況、国の政策をみても明白です。市長が目指す中核市になれば、吹田市も独自に条例を定めることが出来るわけだから、今後の推移を見守りながら、柔軟な対応を要望する。



質問 9 JR 吹田駅南立体駐車場跡地の活用について
 ※この質問は同僚議員が同じ質問をされたので、要望のみといたしました。

沢田の要望

NPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会と商店街が進める、コミュニティー施設に駐車場機能を備えた活用構想が事業採算性の検討を進めた結果、年に約1000万円超の赤字が見込まれるため、事業実施計画を取り下げる決定をされた。2日前の行政経営部の答弁では「出来る限り早期に有効活用について協議をする」とのことだったが、この跡地は吹田市の中心市街地にあり、商店街の活性化にとっても大変重要な立地環境にある。このまま放っておいては、毎年ただ維持費のみがかかってしまう。行政が建てた駐車場であるから、行政の責任で解体してはどうか。費用はかかるが、このまま放置すればまち全体の衰退をイメージさせることに繋がりがかねない。ひとまず平地の駐車場にして、商店街で共同使用できる買い物カート置き場を併設し、駐車場利用者に貸し出し、買い物が終われば駐車場に返却するといった方式で商店街の回遊性向上を図ってはどうか。

その先の利用方法だが、JR吹田駅前は大阪市内からのアクセスも良く、吹田市の玄関口であり、京都駅までも在来線で約30分で行けるにも関わらずホテルが一つもない。本市の宿泊施設の稼働率は非常に高く、今後も需要増が見込まれることから、定期借地でビジネスホテルを誘致してはどうか。商店街の意向を尊重しながらも、出来るだけ早い段階での決断を要望する。

自由民主党



通 信 号 外

発行/自由民主党神の会
 〒564-8550
 大阪府吹田市泉町 1-3-40 吹田市役所内
 自由民主党神の会 会派室
 TEL:06-6337-6851

ご挨拶

この1年を振り返ってみれば、4月の吹田市議会選挙において初当選をさせていただき、その後の3度の定例会で議会質問をいたしました。「市を挙げてガンバ大阪を応援する」決議文と戦没者のご遺骨早期帰還に向けた国への意見書を起草し、提出。全会一致で可決いたしました。プライベートでは長男が誕生し、公私ともに激動の1年となりました。

本市においては10月に企業と個人による日本初の寄付金によって建設された市立吹田サッカースタジアムが竣工し、11月にはEXPOCITYが開業いたしました。また、吹田操車場跡地の名称が北大阪健康医療都市(愛称 健都)と決まり、循環器病予防を中心とした「健康長寿」のまちづくりが進められています。

吹田のまちが大きく変貌を遂げようとする中で、選挙で掲げた「商店街活性化」「吹田ブランドを生かしたまちづくり」「生まれたまち郷土に誇りの持てる教育」等、一つ一つの課題に対し、吹田市の将来像をしっかりと見据えながら、次世代の子供たちにより良い吹田を残すため、全力で傾注してまいり所存です。今後もより身近な市政を実現するために、チラシやSNS、街頭などで日頃の活動を発信して参りますので、ご意見・ご感想等いただけましたら幸いです。



【沢田なおき 略歴】

- 昭和 52 年 5 月 29 日生まれ
- 玉川学園幼稚園卒
- 東山田小学校
- 千里丘中学校卒
- 大阪学院高校卒
- ロンドン留学 2 年半後、関西学院大学法学部政治学科卒
- 民間企業勤務を経て、議員秘書、陸上予備自衛官
- 平成 23 年 4 月 吹田市議会選挙にて次々点で落選 (1816 票)
- 平成 27 年 4 月 2 度目の挑戦にて初当選 (2499 票)



【所属委員会】

- 文教産業委員会 副委員長
- 吹田操車場跡地等のまちづくり検討委員会 委員
- 議会広報委員会 委員
- 企業決算委員会 副委員長

子供たちに誇れる郷土を残すために!

「日本一のまち」をめざす沢田なおき基本政策

① **子育てのしやすさ日本一** 全ては子供たちの未来のために!

子育て世代の一人として、保護者のニーズに応じた多様な子育てサービスを講じてまいります

② **公教育、日本一** 生まれ育ったまちや国に誇りの持てる教育

真の国際人育成のため、「国語力強化」「伝統文化」「道徳」に力を入れて、国や郷土に誇りの持てる教育を推進してまいります

③ **安全安心、日本一** 想定外とは言わせない!

地域の防災体制を見直します。防災教育や訓練の徹底や、防犯カメラの設置を推進し安心して暮らせるまちにしてまいります

④ **魅力あるまち日本一** 次世代の子ども達に魅力ある吹田を残す

南吹田新駅周辺の整備をはじめ、電線の埋設化などで景観の向上や、地域のバリアフリー化などで住みやすいまちを目指します

⑤ **豊かなまち日本一** 吹田の成長戦略

世界最先端の医療集積地とガンバ大阪など地域ブランドを活かしたまちづくりを推進し、公共交通インフラの強化を図ります

⑥ **コスト意識日本一** 徹底した歳出削減

民間でできることは民間で、行政のスリム化を目指します。議会・市役所業務の徹底したIT化によりコスト削減を図ります

編集後記

暑い夏、皆さまお健やかに過ごされましたでしょうか。

地域や商店街等のお祭りではお世話になりまして、ありがとうございました。

7月定例会ではJR以南活性化や教育施策について議会質問いたしましたが、9月定例会でも引き続き、地域活性化のため、オール吹田による吹田ブランドを活かしたまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さまからのご意見ご感想をお待ちしております。

最新情報はWEBで配信中



(高濱神社こども神輿にて)



沢田なおき

【討論資料】
活動報告 Vol. 012
通信

ご挨拶

自由民主党絆の会の沢田なおきです。

平成27年4月26日に執り行われた吹田市議会選挙において、2499票を頂戴し、初当選させていただきました。

選挙で掲げた「子供たちに誇れる郷土づくり」「地域コミュニティの再生」「吹田ブランドを生かしたまちづくり」の3つを今後4年間の議員活動の基本理念とし、実現に向けて邁進して参ります。吹田市は今、大きな転換期を向かえています。吹田市内各地で進められている大規模なまちづくりをより良い形で次の世代に受け継いでいくためにも、とかしき衆議院議員や豊田みゆる府議と力を合わせながら、市・府・国が連携をし、吹田の課題解決に取り組んで参ります。

吹田市議会では7月16日から8月5日まで7月定例会が行われ、私は常任委員会では文教産業委員会（主に教育・産業振興・文化）、特別委員会では吹田操車場跡地等のまちづくり検討委員会、その他として議会広報委員会と企業決算委員会に所属いたしました。

今議会では初めての個人質問もさせて頂いておりますので、その一部を抜粋しご報告させていただきます。今後もブログ、チラシ、街頭などで定期的に発信していきますので、ご意見・ご感想なども頂ければ幸いです。市政相談も随時受け付けております。



沢田なおき 定例会での質問

総合教育会議について（下図参照 文部科学省資料より作成）

総合教育会議 全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議の役割



【質問1】 教育行政の大綱について市長が盛り込みたい施策・ビジョンは?

◎教育に関する「大綱」は市長が策定
◎大綱とは、教育の目的や施策の根本的な方針。
◎総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定。
◎市長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれ所掌する事務を執行。
◎（文部科学省資料より抜粋）



わがまち都市（すいた）の教育ビジョンを基本に、子育て支援、貧困解消、主権者教育にも力を入れて参りたい



【質問2】 大綱の中に教科書の採択の方針と採択基準を盛り込む事について



教育委員会と意見交換しながら、総合教育会議の場でも議論していく。



教科書採択に関しては教育基本法、学習指導要領の遵守は当然ですが、検定合格をしても、遵守の度合いは教科書によって様々です。特に近代史においては近隣諸国条項によって検定意見を付すことができないケースがあり、事実かどうかははっきりしない事象を記述した教科書でも検定合格され、使用されているような状況です。このような教科書を採択しない為にも、都道府県教育委員会から送付された選定資料を教育基本法の遵守の度合いが分かるように、記述内容に（中面に続く）